

自動運転実証業務委託

企画提案仕様書

令和7年2月

三島市

目 次

1	業務名称	1
2	事業の目的	1
3	履行期間	1
4	事業の概要	1
(1)	検証内容.....	1
(2)	自動運転走行実証実験の実施.....	1
(3)	実施ルート.....	1
(4)	走行速度.....	1
(5)	オペレーション.....	1
(6)	運行日数・頻度.....	1
(7)	実施体制.....	1
5	実証実験の成果報告書の作成	3
6	その他.....	3

1 業務名称

自動運転実証業務委託

2 事業の目的

令和5年度の自動運転バス実証実験の結果を踏まえた上で、三島駅北口周辺エリアにおいてレベル2の自動運転車両の実証実験を行う。

3 履行期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 事業の概要

(1) 検証内容

- ① 自動運転化率：昨今のバス・タクシーの運転手不足や高齢化の中でも自動運転による技術やサポートによりどこまで運行を継続できるか検証すること。
- ② 社会受容性：利用者・周辺の交通・周辺の施設など関係者が安心して自動運転を受け入れることができるか計測する調査を行うこと。
- ③ コスト比較：現状の労働集約型の公共交通ネットワークの維持コストと自動運転のコストとの比較検証をすること。

(2) 自動運転走行実証実験の実施

実証実験は、自動運転システムを搭載した車両を使用し、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」(平成28年5月警察庁作成)に即して実施する。なお、今後、自動運転走行実証実験に係る制度等が変更された場合には、当該新制度等に即して実施する。

(3) 実施ルート

三島駅から直線距離で概ね5km圏内のルートを設定し、全区間自動走行を想定して実施する。

(4) 走行速度

法定速度を遵守しつつ、時速30km～40km程度での走行とすること。

(5) オペレーション

レベル2相当以上(運転席「有人」での自動運転)とし、遠隔は監視のみで遠隔制御無しも可とする。

(6) 運行日数・頻度

運行日数4日以上とし、運行頻度は日中帯 10:00～16:00の時間とし、無理のない範囲で複数回運行すること。

(7) 実施体制

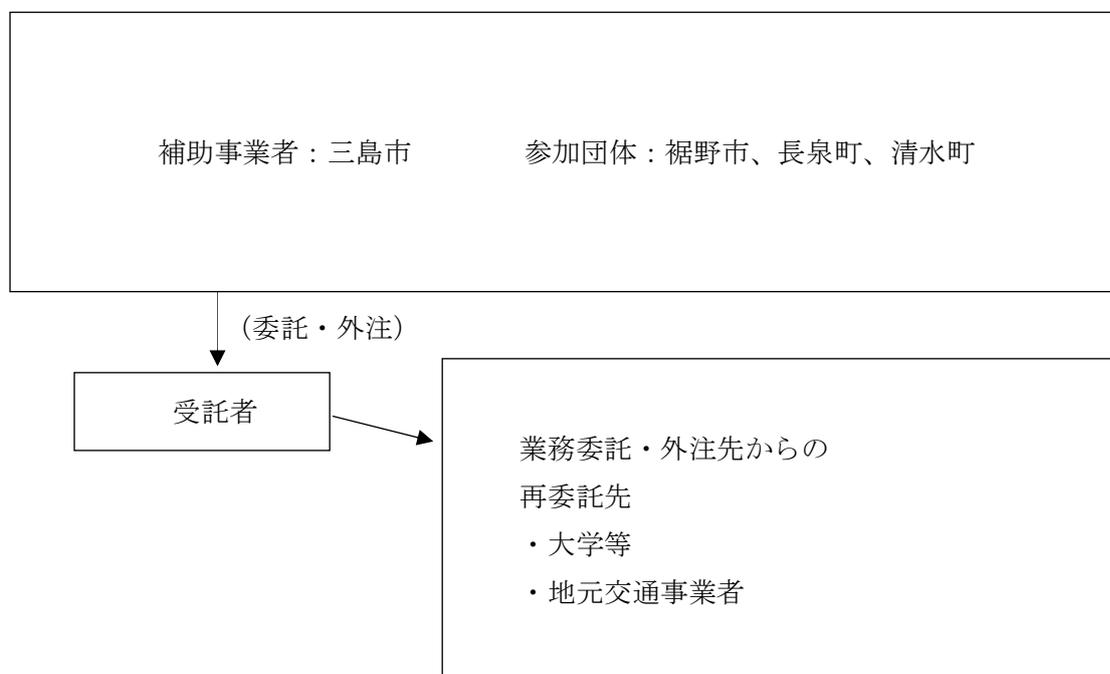
自動運転実証業務委託を実施するにあたり、代表団体を三島市、参加団体を裾野市、長泉町、清水町とした体制で実施するほか、必要に応じて国が指定する関係行政機関等と交えた地域コミッティやコンソーシアムを設置する。

また、協力団体・組織として地元交通事業者や、大学等と連携し事業を実施すること。

■ 想定する実施体制と役割

No	分類	団体・組織名	役割
-	代表団体	三島市	事業全体の企画、進捗管理、成果測定等
①	参加団体	裾野市、長泉町、清水町	各自治体内における調整・情報共有
②	業務委託・外注先	受託者	自動運転車両の手配、運行、遠隔監視システム提供・場所の確保 自動運転車両の提供・運行支援
③	(外注先からの再委託先)	大学等	自動運転に係る知見の提供等
④	(外注先からの再委託先)	地元交通事業者	自動運転車両の運行支援 実装に向けた路線検討

■ 想定する実施体制イメージ



5 実証実験の成果報告書の作成

4 (1) において得られた技術的な成果や課題、結果についてとりまとめ、分析・検討を行い、それらを成果報告書にまとめること。

6 その他

- (1) 公道等に自動運転車両を走行させるにあたり、道路使用許可などの取得にあたっては警察等関係機関との協議や必要な申請を行うこと。
- (2) 車両事故等に備え、準備開始から走行調査終了までの期間中、自動運転損害賠償責任保険に加え、任意保険に加入するなど、適切な賠償能力を確保すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、速やかに協議を行い、作業を実施するものとする。